

加古川市「保育の必要性」の認定に関する基準について

本市における「保育の必要性」の認定に関する基準についてお知らせします。子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには、保護者のいずれもが下記の認定事由のいずれかに該当し、家庭で保育ができないことが前提です。

No.	認定事由 (保育を必要とする事由)	認定期間の上限 (保育所等での保育を利用できる期間)
1	就労 (1か月あたり48時間以上就労している) ※就労予定の方は「就労」認定はできません。	就労している期間
2	求職活動 (継続的な求職活動、起業の準備など)	90日を経過する日が属する月末まで ※認定期間終了後も連続して再度、求職活動事由で認定を希望する場合は求職活動の実績が必要です。連続しない場合でも、求職活動の実績が確認できない場合は、同一年度内に再度申請することはできません(他の事由に変更された方を除く。)
3	妊娠・出産 (妊娠中または出産後、間がない)	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
4	疾病・障がい (保護者の疾病、負傷、障害)	療養を必要とする期間
5	介護・看護 (同居または長期入院等をしている親族の常時介護・看護)	介護・看護を必要とする期間
6	就学 (学校教育法で規定する学校等への就学、公共職業能力開発施設における職業訓練等)	卒業予定日または修了予定日が属する月末まで
7	災害復旧 (災害の復旧にあたっている)	認定事由により必要と認められる期間
8	虐待・DV (虐待やDVの恐れがある)	認定事由により必要と認められる期間
9	育児休業 (育児休業取得時において、当該育児休業に係る子ども以外の入所児童について継続して認定を希望する場合)	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※育児休業の事由での新規申請には条件がありますので、対象となるか幼児保育課にお問い合わせください。 ※「育児休業」事由では一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用費は請求できません。
10	その他 (上記に類するものとして本市が認める場合)	類するとされた認定事由に該当する期間

※状況に変化があった場合、認定内容が変更となる場合があります。認定変更に必要な書類は状況により異なりますのでお問い合わせください。

※認定期間内であっても、毎年、認定事由ごとにそれを証明する書類の提出が必要となります。

※認定期間は上表を上限として、保育が必要と認められる期間で決定します。

申請に必要な添付書類は次のページをご確認ください。

必要な添付書類について

提出書類のうち、以下を参考に必要な書類を準備してください。

保育を必要とする事由		必要な書類
「就労証明書」の面を使用する方	常勤・パートなど	① 就労証明書 ※証明日から3ヶ月以内のもの
	自営業・農業など	《自営業中心者》 ① 就労証明書 ※証明日から3ヶ月以内のもの ② 直近の確定申告書 B(第一表と第二表)、営業許可証、開業届等(いずれも税務署等提出分)のうち1点のコピー ③ 直近3カ月以内の主な取引がわかるもの(納品書、出荷伝票等)の1点以上のコピー 《自営業協力者》 ① 就労証明書 ※証明日から3ヶ月以内のもの ② 従事が確認できる直近の確定申告書 B、直近の源泉徴収票等(いずれも税務署等提出分)のうち1点のコピー ※上記が提出できない場合は、給与明細書、給与台帳(源泉徴収簿)、出勤簿、従事を確認できる開業届等(税務署等提出分)のコピーのうち2点 ※給与明細書や給与台帳、出勤簿等を提出する場合は①会社名(または代表者名)②協力者の名前が記入されているものを提出ください。
	育児休業	① 就労証明書(育児休業期間の記入があるもの) ※証明日から3ヶ月以内のもの ② 育児休業中の保育の実施申立書(利用中の園で証明を受けてください) ※既に②を提出済みの方は、①の添付のみで構いません。
「保育を必要とする申立書」の面を使用する方	求職活動	① 保育を必要とする申立書
	就学	① 保育を必要とする申立書 ② 在学証明書、または学生証のコピー ③ 就学期間、授業時間等がわかるもののコピー
	妊娠・出産	① 保育を必要とする申立書 ② 妊婦健康診査費助成券または母子健康手帳等のコピー ※「母の氏名」と「出産予定日」の分かるものがが必要です。
	疾病・障がい	① 保育を必要とする申立書 ② 医師の診断書(原本)または障害者手帳、介護保険被保険者証のコピー ※「②医師の診断書」は「保育ができない旨とその理由」及び「保育ができるまでに回復するまでの期間」の記載があり、3ヶ月以内に発行されたものに限ります(市指定の様式もあります)。
	介護・看護 (同居または長期入院等をしている親族の常時介護・看護)	① 保育を必要とする申立書 ② 常時介護・看護が必要な方の医師の診断書(原本)または障害者手帳等のコピー ③ 介護・看護の一週間のスケジュール ※「②医師の診断書」は「常時介護・看護を行う必要があること」及び「回復するまでの期間」の記載があり、3ヶ月以内に発行されたものに限ります(市指定の様式もあります)。
	災害復旧	① 罹災証明書
	その他	状況に応じて異なりますので、幼児保育課までお問い合わせください。

※2ヶ所以上での勤務の場合は、就労証明書の内容により勤務日数などを合算できる場合がありますので、事前に幼児保育課にお問い合わせください。

※診断書は任意の様式でも可能ですが、市指定の様式を幼児保育課の窓口で配布及び市ホームページで公開しています。

※提出後、証明書の内容等に変更が生じた場合は必ず幼児保育課に新しい証明書と教育・保育給付認定変更申請書を提出してください。

「就労証明書」・「保育を必要とする申立書」・「医師の診断書」の有効期限は、証明日(作成日)から3カ月です。